

**全労連・全国一般労働組合、全労連・全国一般労働組合愛知地方本部及び
全労連・全国一般労働組合愛知地方本部日本アクリル支部と
ザ・ダウ・ケミカル・カンパニー、ダウ・ケミカル日本株式会社及び日本アクリル化学株式会社との間における
個別事例に関する最終声明**

2026年5月25日

経済協力開発機構(OECD)責任ある企業行動に関する
多国籍企業行動指針に係る日本連絡窓口(NCP)

1 OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針

- (1) 「OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」(以下「行動指針」という。)は、1976年に経済協力開発機構(OECD)が採択した、政府から、自国内又は自国から活動する多国籍企業に対する勧告である。行動指針は、情報開示、人権、雇用及び労使関係、環境、贈賄及びその他の形態の腐敗の防止、消費者利益、科学、技術及びイノベーション、競争、納税等の幅広い分野における責任ある企業行動についての自主的な原則と基準を定めたものである。
- (2) 行動指針に参加する各国政府には、「各国連絡窓口」(NCP: National Contact Point。以下「NCP」という。)が設置される。我が国においては外務省・厚生労働省・経済産業省の三者が日本連絡窓口(以下「日本NCP」という。)を構成し、行動指針の認知と理解を促進し、個別事例において行動指針の実施に関連して生じた問題の解決に寄与している。
- (3) 行動指針に法的な拘束力はないが、日本NCPとして、各企業が行動指針を遵守することを奨励している。
- (4) 日本NCPは企業の行動が同指針に沿っているかどうかを判断しない。また、日本NCPは、提起された問題に関する各当事者の主張に関し、その事実認定及び正当性について判断を行わない。
- (5) 日本NCPは、必要に応じ行動指針の実施に関する勧告を行うことができ、また、それを含めることが適当と判断する場合には手続が合意に至らなかった理由についての見解を明らかにすることができる。

2 当事者

(1) 問題提起者

本件の問題提起者は、全労連・全国一般労働組合、全労連・全国一般労働組合愛知地方本部及び全労連・全国一般労働組合愛知地方本部日本アクリル支部(以下「日本アクリル支部」という。)の3つの労働組合である(以下、これらの3労組をあわせて「問題提起者」という。)

日本アクリル化学株式会社(以下「日本アクリル化学」という。)の名古屋工場(以下「名古屋工場」という。)の元従業員であり、2020年9月30日付で日本アクリル化学より解雇された10名の者(以下、これらの10名をあわせて「本件労働者」という。)は、問題提起者(3労組)に所属する組合員である。

(2) 被提起企業

本件の被提起企業は、ザ・ダウ・ケミカル・カンパニー(以下「ダウ・ケミカル」という。)、ダウ・ケミカル日本株式会社(以下「ダウ・ケミカル日本」という。)及び日本アクリル化学(以下、これらの3社をあわせて「被提起企業」という。)である。

ダウ・ケミカルは、アメリカ合衆国に所在する会社であり、ローム・アンド・ハース・カンパニーの株式を100%間接保有し、同社はダウ・ジャパン・ホールディングス株式会社の株式を100%直接保有する。ダウ・ジャパン・ホールディングス株式会社はダウ・ケミカル日本の株式を100%直接保有し、ダウ・ケミカル日本は2021年に日本アクリル化学が解散するまで同社の株式を100%直接保有していた。

3 前提となる事実

日本アクリル化学は、2019年6月14日、問題提起者に対し、「日本アクリル化学(株)名古屋工場事業環境」との資料を提示し、同年7月1日から12月10日までの間に問題提起者と8回の団体交渉を行い、同年12月18日、日本アクリル支部に対し、2020年6月末までに同社の唯一の事業場である名古屋工場を閉鎖し、同工場の生産を停止するとの決定を通知した。その後、問題提起者と日本アクリル化学は2019年12月18日から6回の団体交渉を行い、日本アクリル化学は、2020年9月30日、問題提起者の組合員である本件労働者全員を解雇した。日本アクリル化学は、2021年12月17日、株主総会の決議により解散した。

4 問題提起者の主張

(1) 主張の趣旨

名古屋工場の閉鎖及び日本アクリル化学の解散を実質的に決定したのは、ダウ・ケミカル及びダウ・ケミカル日本である。

日本アクリル化学の解散及び設備投資費用の内容の不開示は、まず、行動指針第Ⅲ章情報開示の第1段落並びに第Ⅴ章雇用及び労使関係の第6段落及び第8段落に反する。また、日本アクリル化学及びダウ・ケミカル日本の利益の配分状況の不開示は、行動指針第Ⅲ章の第1段落及び第Ⅴ章の第8段落に反する。加えて、被提起企業による問題提起者の組合員とジャクリル労働組合(日本アクリル化学の従業員の一部の者が2020年9月9日に結成した労働組合)の組合員との間での解雇日や給付金に関する差別的取扱いは、行動指針第Ⅴ章の第1e)段落に反する。さらに、被提起企業による団体交渉拒否は、行動指針第Ⅴ章の第8段落に反する。

(2) 問題提起者による要請

日本アクリル化学が、2022年7月に問題提起者に提示した支払等を内容とする解決案(以下「2022年7月解決案」という。)をベースに、被提起企業が問題提起者との労働争議の解決のための団体交渉に応ずること。

5 被提起企業のうちダウ・ケミカル日本及び日本アクリル化学の主張

- (1) ダウ・ケミカル及びダウ・ケミカル日本は、問題提起者の組合員に対する労働組合法上の使用者ではなく、問題提起者との団体交渉に応ずべき義務はない。
- (2) 日本アクリル化学は、問題提起者に対して説明、協議の手続を尽くし、最大限譲歩した解決案を提案したが、問題提起者はこれを受け入れなかった。すなわち、日本アクリル化学は、問題提起者や本件労働者との間の紛争について、訴訟手続をそれ以上進めずに速やかに解決する観点から、最大限譲歩したのものとして、2022年7月解決案を提示した。しかし、問題提起者はこれを受け入れずに過大な金銭を要求し続けたため、日本アクリル化学と問題提起者との和解交渉は合意に至らなかった。ところが、問題提起者は、名古屋地方裁判

所が2023年2月15日に後述する6(1)の判決を言い渡した後、2022年7月解決案を断ったことはないと述べ、和解交渉を再開するよう要求し始めた。かかる経緯に鑑みれば、本件解決案を前提とする協議を求める本問題提起は、時機を逸した身勝手なものである。また、本問題提起の内容については、後記6(1)のとおり、日本国の訴訟手続において、問題提起者の主張が採用されることなく判決が確定している。

以上のように、本問題提起については、日本NCPでのあっせん手続を経たとしても、後記6の日本の紛争解決機関と異なる解決は見込めないため、更なる検討には値しない。

6 本件に関する国内紛争解決手続

本件に関しては、次のとおり、日本国内において民事訴訟と労働委員会における手続があり、これらのうち民事訴訟は終了している。

(1) 民事訴訟

本件労働者及び問題提起者は、日本アクリル化学を被告として、本件労働者においては同社の名古屋工場の閉鎖及び同社の解散に伴う解雇が無効、違法であると主張して本件労働者が雇用契約上の地位にあることの確認、解雇後の賃金及び賞与の支払並びに不法行為に基づく損害賠償等を請求し、問題提起者においては日本アクリル化学による不誠実団交、組合切り崩しの不当労働行為の存在を主張して不法行為に基づく損害賠償を請求する訴えを名古屋地方裁判所に提起した。

これに対し、名古屋地方裁判所が2023年2月15日に、本件労働者のうち1名の訴えを却下するとともに、その余の請求をいずれも棄却する判決を言い渡した。また、この判決は、名古屋高等裁判所が同年10月20日に言い渡した控訴棄却判決並びに最高裁判所第一小法廷が2024年3月7日にした上告棄却及び上告不受理の決定を経て、確定した。

(2) 労働委員会における手続

問題提起者は、2019年12月16日以降、東京都労働委員会に、被提起企業を被申立人として①名古屋工場の操業と労働者の雇用の継続等を団交事項とする団体交渉への誠実な応諾等を命ずる救済命令を求めるとともに、②日本アクリル化学を被申立人として本件労働者の原職復帰、③2022年7月解決案による支払等を命ずる救済命令を求めて不当労働行為救済命令申立てをしており、問題提起者は、東京都労働委員会からの勧告によって①及び②を取下げ、日本アクリル化学を被申立人とする③の事件のみを維持した。この③の事件は、同労働委員会から2025年12月10日に交付された同年10月21日付命令書に記載のとおり、被提起企業の対応は不当労働行為にはあたらないと判断され、問題提起者の申立ては棄却された。本最終声明の時点では、問題提起者から中央労働委員会に再審査が申し立てられたとの報告を受けている。

7 初期評価

日本NCPは、行動指針及び同指針に基づく日本連絡窓口(NCP)の手続手引に従い、2025年1月31日、以下のとおり初期評価を実施した。

(1) 日本NCPが主管すべき案件か

本件は、日本国内における事業場の閉鎖、会社の解散及びこれらに伴う労働者の解雇に関する案件であり、日本NCPが主管することが適当である。日本NCPは、被提起企業のうち、ダウ・ケミカルが米国に所在するこ

とから、行動指針の実施手続にのっとり、米国NCPとの間で調整を行い、その結果、両国NCPは日本NCPが本件個別事例のリードNCPとなり、米国NCPがサポーティングNCPとなることを決定した。

(2) 問題に関する当事者及びその利益

問題提起者は、日本アクリル化学の従業員である本件労働者が組合員である労働組合であり、本件労働者は日本アクリル化学の唯一の事業場である名古屋工場の閉鎖により解雇されたものであり、被提起企業は日本アクリル化学並びにその直接又は間接の親会社であるダウ・ケミカル日本及びダウ・ケミカルである。問題提起者は、前述の名古屋工場の閉鎖、解雇等に伴う解決金について交渉を求めている。したがって、問題提起者は本件事例の当事者であるといえ、また、問題提起者の利益に関する事柄であるといえる。

(3) 問題が実体的で実証的か

日本NCPが行う初期評価は、当事者の主張や当事者から提出された文書等に記載された事項が正しいか否かを判断するものではないが、問題提起者が提起する名古屋工場の閉鎖や、本件労働者の解雇等の問題自体は実体的で実証的であるといえる。

(4) 企業の活動と提起された個別事例との間に結び付きがあると思われるか

本件労働者は、日本アクリル化学の事業場である名古屋工場の閉鎖に関連し解雇されており、日本アクリル化学の活動と提起された個別事例との間に結び付きがある。前記(2)のとおり、ダウ・ケミカル日本は日本アクリル化学と資本関係にあり、またダウ・ケミカルは、間接的にダウ・ケミカル日本、日本アクリル化学と資本関係にあることから、これら企業の活動と提起された個別事例との間に一定の結びつきがあるといえる。

(5) 裁判所の判決を含む、適用可能な法律及び手続との関連性

本問題提起の内容については、前記(6)のように、日本国の裁判所での民事訴訟手続が判決の確定により終了し、また、東京都労働委員会において不当労働行為審査事件が係属している。(本最終声明の時点では、2025年10月21日付命令書の交付をもって問題提起者による申立てが棄却されたが、問題提起者が中央労働委員会に再審査申立てを行ったとの報告を受けている。)

(6) 他の国内的又は国際的手続で同様の問題がどのように過去及び現在取り扱われているか

日本国内の手続では、同様の問題は、通例前記(5)と同様に取り扱われている。

(7) 個別事例の検討が行動指針の目的と実効性に貢献し得るか、並びに並行手続との関係

一般論として、並行した紛争解決手続が存在するとの理由で、直ちに個別事例が更なる検討に値しないと結論付けられるわけではないが、問題提起者の主張の中心を成すとみられる名古屋工場の閉鎖と日本アクリル化学の解散に伴う本件労働者の解雇については、本件労働者と日本アクリル化学との間で本件労働者の権利が認められずに民事訴訟の判決が確定している。また、問題提起者と被提起企業との間には労働委員会での手続も係属している。さらに、被提起企業のうちダウ・ケミカル日本及び日本アクリル化学は、ダウ・ケミカル及びダウ・ケミカル日本が問題提起者の組合員に対する労働組合法上の使用者ではないこと、また、問題提起者が前記6(1)において民事訴訟における日本アクリル化学が早期解決のために提示した2022年7月解決案を受け入れなかったにもかかわらず、訴訟の判決後に日本NCPに対し、同解決案を前提とする協議を求める問題提起を行ったことは時機を逸しているとの見解を主張する。これらの事情は、民事訴訟が既に終了し、かつ、労働委員会での手続が係属しているにもかかわらず本問題提起を検討することが、行動指針の目的及び実効性に貢献するかどうかについて疑いを抱かせるものである。

しかしながら、被提起企業のうち前記6(1)の民事訴訟の当事者となっていたのは日本アクリル化学のみであって、ダウ・ケミカル及びダウ・ケミカル日本はその確定判決の効力を直接受けるわけではない。また、本問題提起について問題提起者と被提起企業との任意の対話をあっせんすることが日本国の司法権との関係で問題を生ずるとはいえない。加えて、前記6(2)の手續において、ダウ・ケミカル及びダウ・ケミカル日本の使用者性(労働組合法7条)が認められるかどうか定かではない。(初期評価の実施後、労働委員会での手續において、問題提起者の取下げによってダウ・ケミカル及びダウ・ケミカル日本の使用者性は判断の対象にならなかったとの報告を受けている。)また、日本NCPがあっせんを提案する問題提起者と被提起企業間の対話は、必ずしも労働組合法上の団体交渉に関するものに限られない。

本問題提起に係る紛争はいまだ継続しているところ、その双方の対話を促すとの観点から、日本NCPによるあっせんが功を奏する余地が認められ、本問題提起の検討が行動指針の目的及び実効性に貢献する余地がないとまでは判断できない。

なお、本問題提起で問題提起者が挙げている本件解決案の内容(解決金に関するものを含む)のうち、既に国内並行手續において確定判決が示されている事項について、日本NCPは国内司法に基づくそれら決定事項を尊重する。

(8) 初期評価の結論

以上により、本件問題提起については、更なる検討に値するものと考えられる。

8 問題解決支援のための日本NCPの取組

日付	日本NCPによる処理
2024年3月12日	問題提起者から問題提起
2024年4月12日	受領通知を問題提起者に発出
2024年4月18日	日本NCPから米国NCPに連絡
2024年4月21日	問題提起者から日本NCPに追加資料を提出
2024年4月25日	米国NCPから日本NCPに連絡
2024年4月30日	問題提起者から日本NCPに追加資料を提出
2024年5月16日	日本NCPが問題提起を被提起企業に通知
2024年5月24日	日本NCPが問題提起者との面会を実施
2024年6月11日	日本NCPが被提起企業から見解書を受領
2024年6月18日	日本NCPが問題提起者に対し被提起企業からの見解書を共有
2025年1月7日	日本NCPが米国NCPに対し、初期評価案を共有
2025年1月31日	日本NCPが両当事者に初期評価を通知し、調停手續への参加意思を照会
2025年2月13日	被提起企業から日本NCPに「あっせん又は調停の提案は受け入れられない」旨の回答書を提出
2025年2月16日	問題提起者から日本NCPに「あっせん手続きを進めてほしい」と回答
2025年4月1日	被提起企業から日本NCPに同社の回答書に関し連絡

2025年4月30日	日本NCPが被提起企業とオンラインによる面会を実施
2025年5月2日	被提起企業から日本NCPIに「あっせん又は調停の提案は受け入れられない」旨の回答書 修正版を提出
2025年5月14日	日本NCPが問題提起者に被提起企業からの回答書修正版を共有
2026年1月7日	日本NCPIは最終声明のドラフトを米国NCPIに共有
2026年1月15日	日本NCPが最終声明を作成するに当たり、最終声明のドラフトを問題提起者及び被提起企業に提供し、ドラフトに対する意見を求めた。

9 結論

- (1) 日本NCPIは本件について初期評価において「更なる検討に値する」と判断し、当事者に調停手続への参加意思を確認したところ、本件では、当事者の一方に対話の参加の意思がないことが確認された。
- (2) 問題解決に向けたNCPの支援は、当事者の合意なしに提供され得ないことから、本件個別事例にはNCPによる問題解決支援に係る合意が存在しないと判断し、日本NCPIは、残念ではあるが、「OECD多国籍企業行動指針の実施手続に関する注釈第43項」に従い、本個別事例に係る手続を終了する。
- (3) 日本 NCP は、被提起企業に対し、雇用・労働者の生活に及ぼしうる影響を考慮し、引き続き、行動指針の遵守、デュー・ディリジェンスの実施を確保するよう勧告する。また、日本 NCP は、問題提起者と被提起企業の間意見の隔たりがあること及び並行手続が係属していることに留意しつつ、この問題について関係当事者が建設的な対話に努めるよう勧める。

(了)